

保険料段階及び保険料率の比較

第 8 期			第 7 期		
基準額 5,300 円			基準額 4,860 円		
区分	対象者	保険料率	区分	対象者	保険料率
第 1 段階	(1) 市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者	軽減前 0.40	第 1 段階	(1) 市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者	軽減前 0.40
	(2) 生活保護受給者 (3) 市町村民税世帯非課税者で公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等に係る所得を控除して得た額の合計額が 80 万円以下のもの	軽減後 0.20		(2) 生活保護受給者 (3) 市町村民税世帯非課税者で公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下のもの	軽減後 0.20
第 2 段階	市町村民税世帯非課税者で公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等に係る所得を控除して得た額の合計額が 80 万円より大きく 120 万円以下のもの	軽減前 0.65	第 2 段階	市町村民税世帯非課税者で公的年金等収入額と合計所得金額との合計額が 80 万円より大きく 120 万円以下のもの	軽減前 0.65
		軽減後 0.40			軽減後 0.40
第 3 段階	同右	軽減前 0.70	第 3 段階	市町村民税世帯非課税者で第 1 段階又は第 2 段階に該当しないもの	軽減前 0.70
		軽減後 0.65			軽減後 0.65
第 4 段階	市町村民税本人非課税者で公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等に係る所得を控除して得た額の合計額が 80 万円以下のもの	0.85	第 4 段階	市町村民税本人非課税者で公的年金等収入額と合計所得金額との合計額が 80 万円以下のもの	0.85
第 5 段階	同右	基準率 1.00	第 5 段階	市町村民税本人非課税者で第 4 段階に該当しないもの	基準率 1.00

第6段階	市町村民税本人課税者で 合計所得金額が120万円未 満のもの	1.20	第6段階	市町村民税本人課税者で 合計所得金額が120万円未 満のもの	1.20
第7段階	市町村民税本人課税者で 合計所得金額が120万円以 上200万円未満のもの	1.30	第7段階	市町村民税本人課税者で 合計所得金額が120万円以 上200万円未満のもの	1.30
第8段階	市町村民税本人課税者で 合計所得金額が200万円以 上300万円未満のもの	1.50	第8段階	市町村民税本人課税者で 合計所得金額が200万円以 上300万円未満のもの	1.50
第9段階	市町村民税本人課税者で 合計所得金額が300万円以 上400万円未満のもの	1.70	第9段階	市町村民税本人課税者で 合計所得金額が300万円以 上400万円未満のもの	1.70
第10段階	市町村民税本人課税者で 合計所得金額が400万円以 上600万円未満のもの	1.90	第10段階	市町村民税本人課税者で 合計所得金額が400万円以 上700万円未満のもの	1.80
第11段階	市町村民税本人課税者で 合計所得金額が600万円以 上800万円未満のもの	2.00			
第12段階	市町村民税本人課税者で 合計所得金額が800万円以 上1,000万円未満のもの	2.20	第11段階	市町村民税本人課税者で 合計所得金額が700万円以 上1,000万円未満のもの	1.90
第13段階	市町村民税本人課税者で 合計所得金額が1,000万円 以上のもの	2.40	第12段階	市町村民税本人課税者で 合計所得金額が1,000万円 以上のもの	2.00

備考

- 改正後の第1段階、第2段階及び第4段階における合計所得金額とは、合計所得金額に給与所得が含まれている場合、「給与所得」を「給与所得から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）」として計算した額をいう。
- 改正後の第6段階から第13段階までにおける合計所得金額とは、合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれている場合、「給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額」を「給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）」として計算した額をいう。